

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局警防部警防課（水利） （06 - 4393 - 6491）
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	ヘリコプター屋上緊急離着陸場等設置指導
関連する 他局の名称	都市計画局
概 要	国からヘリコプターの屋上緊急離着陸場の設置の推進について通知されたことを受けて大阪市でも「大規模建築物の建設計画の事前協議制度」の協議事項に加え、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置を推進しています。
根拠となる要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領・同実施基準 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000516911.html) ・ヘリコプター屋上緊急離着陸場等設置指導基準（同設置指導基準細目） (https://www.city.osaka.lg.jp/shobo/cmsfiles/contents/0000213/213007/11-2.pdf)
行政指導指針	<ul style="list-style-type: none"> ・軒高45メートルを超え100メートル以下の建築物で、非常用エレベーターの設置を要するもの 緊急離着陸場（H）又は緊急救助用スペース（R） ・軒高100メートルを超える建築物で、非常用エレベーターの設置を要するもの 緊急離着陸場（H） ・高度医療施設 緊急離着陸場（H） <p>（参考） 高度医療施設とは、救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日厚生省胃発第692号）に定める救命救急センター及びこれらに準ずる医療機関をいう。</p> <p>（参考） 「ヘリコプター屋上緊急離着陸場等設置指導基準（同設置指導基準細目）」 (https://www.city.osaka.lg.jp/shobo/cmsfiles/contents/0000213/213007/11-2.pdf)</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	